

# 「女性が働きやすい医療機関」認証制度募集要項

## 1. 趣 旨

医療従事者の確保を図るため、妊娠時・子育て時の当直免除、短時間勤務に係る制度整備や保育施設の整備、また、これらの制度や施設の活用を促す職場の雰囲気づくりなど勤務環境の改善に積極的に取り組んでいる医療機関を県が認証し、当該医療機関が社会的に評価される仕組みを作ることにより、女性の医療従事者が働きやすい環境づくりの促進を図ることを目的とします。

## 2. 対 象

三重県内の医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項及び第2項に規定する病院及び診療所とします。

## 3. 認証要件

次の2項目のいずれにも該当することが必要です。

- (1) 次に掲げるすべての項目について取組を行っていること
  - ア 職場環境づくり
  - イ 人事管理
  - ウ 保育・介護支援
  - エ サポート体制
- (2) 法令に違反する重大な事実がないこと

## 4. 申請方法

「女性が働きやすい医療機関」認証申請書（様式1）、「女性が働きやすい医療機関」組織プロフィール（様式2）、「三重県版勤務環境改善マネジメントシステム」チェックリスト（基礎項目）（様式3）及び「女性が働きやすい医療機関」確認票（病院部門）（様式4- ）または「女性が働きやすい医療機関」確認票（診療所部門）（様式4- ）を下記9の申請先まで、郵送又は持参により提出してください。なお、申請書は、県のホームページからダウンロードできます。

<http://www.pref.mie.lg.jp/TOPICS/2015110286.htm>

申請書の直近6カ月とは平成27年4月から9月までの数とします。

## 5. 募集期間

募集期間は、平成27年11月24日（火）から平成27年12月14日（月）までとします。

## 6. 審査等

- (1) 申請のあった医療機関について、書類審査を実施し、現地確認する医療機関を選定します。そのうえで現地確認を実施し、専門部会による審査を経て、認証の可否

を決定します。

- (2)(1)の結果については速やかに申請者に通知します。認証の決定を受けた医療機関（以下「認証医療機関」という。）には、「女性が働きやすい医療機関」認証書を交付します。
- (3)認証医療機関は、広告や名刺等に、「女性が働きやすい医療機関」であることや「女性が働きやすい医療機関」認証マークを表示することができます。
- (4)認証の有効期間は、認証日からその3年後の年度末となります。ただし、有効期限の1年以内に再度認証を受けた場合は、前回、認証を受けた有効期限の翌日から3年間を認証の有効期間とします。
- (5)県から認証医療機関を関係団体（医師会、看護協会、病院協会、看護師等養成所等）へ通知するとともに、ホームページ等で広く周知します。

## 7. 支 援

申請のあった医療機関が、審査の結果、認証に至らなかった場合、三重県医療勤務環境改善支援センターが改善部分のアドバイス、支援を行い、認証に至るまでサポートをします。

## 8. 変更及び辞退の届出

認証医療機関は、次に掲げる事項について変更が生じた場合には、「女性が働きやすい医療機関」認証変更届出書（様式6）に必要事項を記入し、下記9の申請先まで郵送または持参により提出してください。なお、変更届出書は、県のホームページからダウンロードできます。

- (1) 名称
- (2) 代表者の氏名
- (3) 所在地
- (4) 認証基準に定める項目

認証医療機関は、認証継続の意思を失った場合、「女性が働きやすい医療機関」認証辞退届出書（様式7）に必要事項を記入し、下記9の申請先まで郵送または持参により提出するとともに、認証書を返納してください。

なお、辞退届出書は、県のホームページからダウンロードできます。

## 9. 申請先及び問い合わせ先

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

三重県 健康福祉部 医療対策局 地域医療推進課 医師・看護師確保対策班

電 話：059-224-2326 FAX：059-224-2340

電子メール：chiiryo@pref.mie.jp